

白石町障害者活躍推進計画

令和2年3月

白石町障害者活躍推進計画

機関名	白石町	
任命権者	白石町長	
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）	
白石町における障害者雇用に関する課題	<p>平成 29 年までは、法定雇用率を達成していたが、該当者の退職等により平成 30 年以降は、法定雇用率が未達成となっている。</p> <p>このため、令和元年及び令和 2 年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、法定雇用率達成に向けて、積極的な採用活動を行い、令和 2 年 4 月 1 日時点では職員採用に至っている。</p> <p>採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組を行う必要がある。</p>	
目標		
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点） （各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：1. 6 0 % （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>	
② 定着に関する目標	法定雇用率の達成に向けた取組みの推進	
取組内容		
1 障害者の活躍を推進する体制整備	(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任して、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行う。また、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。 ○労働安全衛生委員会と連携して、人的サポートや支援体制を構築する。
	(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に 1 回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は佐賀労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

	(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
	(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
	(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p>
4 その他		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>